

宿泊約款

● 約款について

ホテルバーグランティオス(以下「当館」という。)では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくために、観光庁が定めるモデル約款を基に利用規約、規則を定めております。手続きを円滑にするため、チェックインの際の当宿泊約款の確認を省略しておりますが、ご確認のうえ遵守いただきますようお願い申し上げます。以下の規約、規則をお守りいただけない場合は、ロビー、客室、飲食店を含む、当館内施設のご利用をお断り申し上げます。予めご承知おきください。

● 利用規則

適用範囲

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) 消臭対応の有無
 - (5) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、宿泊に際しては当館宿泊約款を契約内容として適用させていただきます。また、インターネットからの宿泊申し込みに関しては、当館宿泊約款に加え、各予約サイトの利用規約も適用させていただきます。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

施設における感染防止対策への協力の求め

第4条の2 当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

宿泊契約締結の拒否

- 第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当館が、旅館業第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下、暴力団員という。)、暴力団準構成員又は暴団関係者その他の反社会的勢力暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ロ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下、「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、もしくは合理的な範囲を超える負担を求められたとき。又は、厚生労働省が公表する「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等の指針に基づき、社会通念上カスタマーハラスメントに該当すると認められる以下の例示行為その他の言動を行ったとき。(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の

推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

- イ) 身体的な攻撃(暴行、傷害)
- ロ) 精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言)
- ハ) 威圧的、差別的、性的な言動

ニ) 土下座の強要

ホ) 継続的な(繰り返される)、執拗な(しつこい)言動

ヘ) 拘束的な行動(不退去、居座り、監禁)

ト) 従業員個人への攻撃、要求

チ) 要求内容の妥当性に照らして不当な商品交換の要求

リ) 要求内容の妥当性に照らして不当な金銭保証の要求

ヌ) 要求内容の妥当性に照らして不当な謝罪の要求(土下座を除く)

- (8) 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

宿泊契約締結の拒否の説明

第 5 条の 2 宿泊しようとする者は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

宿泊客の契約解除権

第 6 条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、以下別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 24 時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当館の契約解除権

第 7 条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、もしくは合理的な範囲を超える負担を求められたとき。又は、厚生労働省が公表する「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等の指針に基づき、社会通念上カスタマーハラスメントに該当すると認められる以下の例示行為その他の言動を行ったとき。(宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - イ) 身体的な攻撃(暴行、傷害)
 - ロ) 精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言)
 - ハ) 威圧的、差別的、性的な言動
 - ニ) 土下座の強要
 - ホ) 継続的な(繰り返される)、執拗な(しつこい)言動
 - ヘ) 拘束的な行動(不退去、居座り、監禁)
 - ト) 従業員個人への攻撃、要求
 - チ) 要求内容の妥当性に照らして不当な商品交換の要求
 - リ) 要求内容の妥当性に照らして不当な金銭保証の要求
 - ヌ) 要求内容の妥当性に照らして不当な謝罪の要求(土下座を除く)
- (6) 宿泊客が当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊契約解除の説明

第 7 条の 2 宿泊客は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

宿泊の登録

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
 - (3) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。その際の清掃受付時間は、正午12時までとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過30分ごとに1千円
 - (2) 超過料金が当日の宿泊料金を超える場合、当日の宿泊料金

利用規則の遵守

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第11条 当館の主な施設等の営業時間は各サイト、掲示物等で御案内いたします。

2. 営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更をすることがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当館の責任

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたとき、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際お渡し、又は客室にご用意させていただきます。

2. お忘れ物については、所有者からのお申し出があつた場合に対応するものとし、当館から発見の連絡は行いません。その他の取扱いについては、当館の定める基準によるものとします。
3. お忘れ物の発送にかかる費用につきましては、お客様負担とさせていただきます。

駐車場の責任

第17条 当館は、当館が管理していない駐車場(以下「提携駐車場」という。)内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。当館は、提携駐車場の利用者が、提携駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は提携駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他提携駐車場内で発生した事象に起因して被った損害について一切の責任を負いません。

宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

インターネット接続サービスの責任

第19条 当館は、インターネット接続サービスの利用又は利用不能により宿泊客に生じた損害について、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。また、宿泊客による当該サービスの利用により当館又は第三者に損害が生じた場合、宿泊客はその損害を賠償するものとします。

ルームキーの取扱い、施錠に関する事項

第20条 宿泊客は、滞在中、ルームキーを自己の責任において管理し、チェックアウト時にはフロントへ返却するものとします。

2. ルームキーを紛失、破損又は持ち帰った場合は、シリンダー交換費用、再作製費用その他当館が被った実費(返却のための郵送料を含みます。)は、お客様負担とさせていただきます。

3. 客室の未施錠又は施錠不十分に起因する盗難、紛失その他の損害については、当館に故意又は過失がある場合を除き、当館は責任を負いません。

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

宿泊客が支払うべき総額

宿泊料金	追加料金	消費税	東京都宿泊税
1. 基本宿泊料(室料+朝食料) 2. サービス料(基本宿泊料×10%)	3. 追加サービス利用料金 4. サービス料(追加サービス利用料金×10%)		5. 宿泊料金 1 人 1 泊が、 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合 100 円 1 万 5 千円以上の場合 200 円

1. 宿泊料金は、割引等により毎日同額の料金ではございません。
2. 子供料金の設定はございません。大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金 100%お支払いいただきます。
3. お子様(小学生未満)に対して追加の寝具、食事、タオル等の用意が必要ない場合は追加の料金はいただきません。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

前日	当日	不泊
宿泊料金の 50%	宿泊料金の 100%	宿泊料金の 100%

1. 宿泊期間中に日数を短縮した場合、その短縮日数の客室確保の費用として、短縮日数にかかわらず、宿泊料金の全額を収受します。

● その他利用規則

火災予防および保安に関すること

1. ロビー、廊下等の喫煙場所以外での喫煙はお断りいたします。
2. 非常時以外でバックヤード、非常階段、機械室などお客様用以外の施設に立ち入らないでください。
3. ベッドでの喫煙は、火災の原因となりますのでご遠慮ください。
4. 焦げ臭いにおいや煙らしいものを発見されましたときは、内線 2、外線 03-3768-2011(フロント)へお知らせください。
5. 避難経路図は客室入口ドアの内側にございます。必ずご確認ください。

その他の禁止事項

1. ご利用登録者以外の客室への入室。
2. 当館内諸施設での賭博行為、又は風紀を乱すような行為。
3. 当館内諸施設で、他のお客様や従業員に迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。
4. 著しく不潔な身体または服装により、他のお客様にご迷惑を及ぼす恐れが認められること。
5. 客室を当館の許可なしに宿泊、休憩及び飲食以外の目的に使用すること。
6. パジャマ、下着、スリッパ等で廊下、ロビー、BAR 等の客室以外の施設を出歩くこと。
7. 当館内諸施設に、他のお客様のご迷惑になるものを持ち込むこと。
- イ) 犬、猫、小鳥等の動物、ペット全般(但し、盲導犬、介助犬は除く)
- ロ) 発火又は引火しやすい火薬、揮発油類、危険性のある製品、強いにおいを発する物
- ハ) その他法令で所持を禁じられている物
8. 当館内諸施設の設備、備品に傷や異物を付けたり当館の許可なく他の場所、館外へ移動させる等、現状を変更する行為。
9. 当館内諸施設で許可なく、広告、宣伝物配布、提示、物品販売、勧誘、営業行為等、及びビラ等の配布、署名活動等を行うこと。
10. 当館内諸施設(客室を含む)で許可なく以下の行為に該当する撮影をすること。
- イ) 当館の運営を妨げる行為、または妨げる恐れがある行為
- ロ) お客様のご利用を妨げる行為、または妨げる恐れがある行為
- ハ) 当館又は他のお客様の不利益、損害、迷惑を与える行為、または与える恐れがある行為
- ニ) 当館のお客様ならびに当社従業員の肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為
- ホ) 著作権、商標権、その他知的財産権を損害する行為、または侵害する恐れがある行為
- ヘ) 法令や公序良俗に反する行為、または反する恐れがある行為
- ト) 有害、わいせつ、暴力的な行為
- チ) 犯罪に結びつく行為、または結びつく恐れがある行為
- リ) 各ソーシャルメディア運営会社が禁止している行為
- ヌ) その他当社が不適切と判断する行為
11. 当館内諸施設(客室を含む)で許可なく撮影された写真や動画を営利目的で公にすること。
12. その他当館が不適当と判断する行為。

附則 本規則は、令和 8 年 6 月 1 日より施行します。

● プライバシーポリシー

プライバシーポリシーについて

お客様の多様なご要望に対し、当社の総合力により質の高いサービスをご提供し、お客様との信頼関係を確立することを目指しております。そのためにも、お客様の個人情報につきましては、きわめて必要な情報資産として、適法かつ公平な方法で取得を行うとともに、以下に従い、適切に利用、管理、保護させていただきます。この文書は、個人情報の保護に関する法律の規定に従い、当社が個人情報を取り扱うにあたって、その利用目的を公表し、その取扱い等について説明するものです。

個人情報の利用目的

当社が保有するお客様の個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。当社は、ご本人の同意を得ないで、この利用目的の達成に必要な範囲を超えてお客様の個人情報を利用いたしません。下記の目的で個人情報を利用させていただく場合、その利用目的を明確にし、事前にご本人の同意をいただきます。

1. ホテルのご利用、ご飲食、商品販売など当社事業につきまして、お客様のご予約、お問い合わせ、各種サービスの提供など適切な対応を行うため。
2. 当社の紹介、各種の商品・サービスのご紹介をダイレクトメール、電子メール、電話等によりご案内させていただくため。
3. お客様によりよい商品、サービスを提供させていただくためなど、よりご満足をいただくためのマーケティング分析に利用するため。
4. 当社の経営上必要な各種の管理を行うため。
5. 当社の共同利用のため。

個人データの第三者への提供

当社が保有するお客様の個人データは、お客様の同意なしに第三者に開示・提供いたしません。ただし、以下の場合はおお客様の同意なく個人データを開示・提供することがあります。

1. 法令の規定に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産(法人の財産を含む)の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき。
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

個人情報の取得

個人情報は、法令範囲内でそれらの者から提携を受ける間接的な方法により、適法かつ公正な手段で取得を行います。

1. 当社ホームページや書面に明示する利用目的の範囲内において、ご本人から直接取得する
2. 提携先、業務委託先等が適法に取得した情報

法令の遵守

当社は、個人情報を保護し、その安全性を実現するために、全ての役職員が個人情報の取り扱いに関する法令およびその他規範を周知し、これを遵守することが必要であることを認識し、その徹底をはかります。

保有個人データの開示・訂正等・利用停止等

1. 保有個人データの開示
お客様は当社に対して当社が有しているお客様ご自身の保有個人データをお客様に開示するように求めることができます。お客様からご自身に関する保有個人データの開示を求められた場合、法令に基づき遅滞なく適切に対応いたします。
2. 保有個人データの訂正等
開示した結果、当該保有個人データに誤りがある場合は、お客様は当社に対して当該保有個人データの訂正、追加または削除(以下「訂正等」という)を求めることができます。お客様からご自身に関する保有個人データの訂正等を求められた場合、当社は法令に基づき遅滞なく適切に対応いたします。
3. 保有個人データの利用停止等
お客様から以下の理由によって、当社が有しているお客様ご自身の保有個人データの利用停止、消去および第三者への提供の停止(以下「利用停止等」という)を求められた場合、その求めに正当な理由があると判断したときは、当社は法令に基づき遅滞なく適切に対応いたします。保有個人データの開示・訂正等・利用停止等のご依頼に対しましては、当社所定の「ご本人確認」の手続きを取らせていただいた上で、当社所定のお申し出のお手続きをお願いすることになります。
 - ・当社が有しているお客様ご自身の保有個人データを、当社が目的外利用している。
 - ・当社が有しているお客様ご自身の保有個人データが適正かつ適法な手段により取得されたものではない
 - ・当社が有しているお客様ご自身の保有個人データが、上記「個人データの第三者提供」に違反している

プライバシーポリシーの適用範囲と他社サイトへのリンク

当社のホームページ上には、お客様へ有用な情報を提供するため他社のホームページのリンクを貼る場合がございますが、当社は他社のホームページでのプライバシー保護についての責任を負いかねます。それぞれのリンク先のホームページでのプライバシーポリシーをご確認くださいようお願い申し上げます。

プライバシーポリシーの更新について

このプライバシーポリシーは、更新する場合があります。最終更新日をご確認ください。